

オートキャンプ場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第43号

オートキャンプ場条例施行規則の一部を改正する規則

オートキャンプ場条例施行規則（平成11年岩手県規則第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用時間) 第3条 [略] 2 <u>センターハウス浴室</u> の使用時間は、前項の規定にかかわらず、 <u>15時から21時まで</u> とする。 3 [略]	(使用時間) 第3条 [略] 2 <u>宿泊の場合のフリードッグラン</u> の使用時間は、前項の規定にかかわらず、 <u>到着の日</u> にあっては13時から19時まで、 <u>出発の日</u> にあっては5時から11時まで、 <u>その他の日</u> にあっては <u>5時から19時まで</u> とする。 3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、オートキャンプ場条例の一部を改正する条例（令和4年岩手県条例第61号）の施行の日から施行する。